

(報道発表資料)



京都市会マスコット
キャラクター またきち

マタリース

令和6年12月3日
京都市会事務局
担当：調査課
TEL:075-222-3697

「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」に係る周知リーフレットの発行

京都市会では、令和6年11月に「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」を全議員の共同提案、全会一致により可決し、制定しました。本条例では、ケアラー※を社会全体で支え、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会の実現を目指し、ケアラー支援を行うに当たっての理念や役割、基本的施策などを定めています。

この度、京都市会における条例制定に向けた取組や、条例の内容・ポイントを分かりやすく市民の皆様にお伝えするため、リーフレットを発行します。

1 掲載内容

- ・ 条例の主な内容
- ・ 条例の主なポイント
- ・ 条例の制定・施行までの経過

2 仕様・発行部数

A4サイズ4ページ（見開きA3）、フルカラー刷り
5,000部

3 配布方法

京都市会ホームページで公開するほか、
12月6日(金)から、次の施設等で配布

- ・ 市庁舎案内所
- ・ 区役所・支所
- ・ 京都市立図書館各館 など

リーフレットのPDF（京都市会ホームページ）

URL：<https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/img/news/R06/061203carer1.pdf>

上記URLの二次元コードはこちら→



(参考)

(1) ※ケアラーとは、高齢、身体上又は精神上的の障害、疾病、使用する言語などにより援助を必要とする家族や友人、身近な人を無償でケアする人のことです。

(2) 条例制定に向けた取組の詳細（京都市会ホームページ）

URL：<https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/news/R06/carers.html>

上記URLの二次元コードはこちら→

